

# 平成28年度7月入札契約制度の改正について

平成28年6月8日

建設業法施行令の改正に伴い、建設工事の適正な施工が確保されるよう、技術者の効率的な配置を図るため、入札参加資格要件における建設業の許可及び技術者の配置基準を見直します。

また、ダンピング対策強化のため、国の基準が改定されたことに伴い、最低制限価格及び低入札価格調査基準を見直します。

なお、平成28年7月1日以降に公告する入札を対象とします。

## 第1 建設工事関係

### 1 建設業の許可及び技術者の配置基準の見直し

- (1) 対象工事の許容価格が3,500万円以上8,000万円未満(現行: 2,500万円以上6,000万円未満)、建築工事の場合は、7,000万円以上8,000万円未満(現行: 5,000万円以上6,000万円未満)は、主任技術者を専任で配置できることとします。
- (2) 対象工事の許容価格が8,000万円(現行: 6,000万円)以上の場合は、特定建設業の許可を受けており、監理技術者を専任で配置できることとします。
- (3) 対象工事の許容価格が8,000万円(現行: 6,000万円)未満の下水道管理設工事のうち推進工事部分が、4,000万円(現行: 3,000万円)以上の場合は、特定建設業の許可を受けており、監理技術者を専任で配置できることとします。
- (4) 対象工事の許容価格が3,500万円(現行: 2,500万円)未満、建築工事の場合は、7,000万円(現行: 5,000万円)未満は、主任技術者の配置において兼任できることとします。ただし、1人の主任技術者が兼任できる工事の件数は、3件までに限るものとします。

### 2 最低制限価格設定方法の見直し

- ①直接工事費の100分の95
- ②共通仮設費の100分の90
- ③現場管理費の100分の90(現行: 100分の80)
- ④一般管理費等の100分の55

※なお、①②③④の合計額(ただし、税抜き許容価格の75%~90%)に一定の率を乗じて得た額を最低制限価格とする方法に変更はありません。

### 3 低入札価格調査基準価格設定方法及び数値的失格基準の見直し

#### (1) 低入札価格調査基準価格

- ①直接工事費の100分の95
- ②共通仮設費の100分の90
- ③現場管理費の100分の90（現行：100分の80）
- ④一般管理費等の100分の55

※なお、①②③④の合計額（ただし、税抜き許容価格の75%～90%）を低入札価格調査基準価格とする方法に変更はありません。

#### (2) 数値的失格基準

- ①直接工事費の100分の90
- ②共通仮設費の100分の85
- ③現場管理費の100分の85（現行：100分の75）
- ④一般管理費等の100分の50

## 第2 建設コンサルタント業務等関係

### 1 最低制限価格設定方法及び低入札価格調査基準価格設定方法の見直し

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費 × <u>4.5 / 10</u> (現行: 4 / 10)	—
土木関係建設コンサルタント業務(積算に技術経費を用いるものを除く。)	直接人件費	直接経費	その他原価 × 9 / 10	一般管理費等 × <u>4.5 / 10</u> (現行: 3 / 10)
地質調査業務	直接調査費	間接調査費 × 9 / 10	解析等調査業務費 × <u>8 / 10</u> (現行: 7.5 / 10)	諸経費 × <u>4.5 / 10</u> (現行: 4 / 10)
補償関係コンサルタント業務(積算に技術経費を用いるものを除く。)	直接人件費	直接経費	その他原価 × 9 / 10	一般管理費等 × <u>4.5 / 10</u> (現行: 3 / 10)

※なお、①②③④の合計額（ただし、税抜き許容価格の60%～80%、地質調査業務のみ2/3～85%）を最低制限価格（低入札価格調査基準価格）とする方法に変更はありません。

この改正についての問い合わせ先は、次のとおりです。

岡山市財政局契約課 Tel (086) 803-1195  
Fax (086) 803-1736  
E-mail: keiyaku@city.okayama.jp